

横浜市消費生活総合センターの次期指定管理者の選定について

経済局が所管する横浜市消費生活総合センターは、今年度末で第3期指定期間が終了することから、第4期の指定管理者を選定します。なお、選定方法は現指定期間と同様に、非公募での選定を予定しています。

1 選定の概要

(1) 対象施設

- | | |
|---------|---|
| ア 名 称 | 横浜市消費生活総合センター |
| イ 所 在 地 | 横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号ゆめおおおかオフィスタワー
4階・5階 |
| ウ 設置目的 | 消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的とした施設 |
| エ 主な施設 | 相談室、展示・情報資料室、商品テスト・実習室、会議室（3室）等 |

(2) 指定期間

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(3) 選定方法

非公募 <対象者：公益財団法人 横浜市消費者協会（現指定管理者）>

【非公募理由】

消費者からの様々な消費生活相談に対応するためには、実務の経験を通じて知識及び技術を体得した高度な専門性を有する相談員の配置が不可欠であり、条例で消費生活相談員資格試験（国家資格）に合格した者が必置とされていることから、全国的に相談員人材が不足する中、指定管理者による組織的な確保と育成が求められます。

また、近年の多様化・複雑化する消費者問題に適切に対応し、高齢者を中心とした消費者被害を未然に防止するためには、日常的に地域の消費者と関わりの深い区役所や地域ケアプラザなどの関係機関との密接な連携が必要となります。

以上のように、消費生活相談員資格試験に合格した相談員を継続的に確保・育成し、地域の関係機関と必要なネットワークを構築している組織は、これまで40年にわたりセンターを堅実に運営している横浜市消費者協会以外になく、「指定管理者制度運用ガイドライン」に定める非公募要件に該当するため、第3期と同様に非公募とするものです。

【参考：指定管理者制度運用ガイドライン(抜粋)】

極めて高度の専門性を要すること、または利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの事由により、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合には、各施設設置条例の規定する範囲内で、「非公募」による選定とすることも可能とする。

2 スケジュール

令和3年6月28日	第1回選定評価委員会（応募要項の審議）
令和3年7月中旬(予定)	応募要項配布、市ホームページ掲載
令和3年8月中旬(〃)	応募書類受付
令和3年9月中旬(〃)	第2回選定評価委員会(面接審査)
令和3年9月下旬(〃)	選定結果の公表
第4回市会定例会	指定議案の提出
令和4年4月1日	次期指定管理者による管理運営開始